

第3節 発生抑制・再資源化施策

本節では、前節までの結果を受けて発生抑制（減量化）、再資源化率の目標を達成するための施策を定めた。

1 施策の目標

組合における発生抑制、再資源化の施策の目標を[表2-3-1]に示す。

[表2-3-1] ごみの発生抑制、再資源化及び最終処分量の目標

区分	目標年度	発生抑制後の 排出量の目標 (平成9年度比)	再資源化量の 達成目標	最終処分量の 目標 (平成9年度比)
組合	平成22年度	9%以上削減	27%以上	おおむね半分以下
国	平成22年度	5%削減	24%	おおむね半分以下

国の発生抑制（減量化）の目標について

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針（改正平成17年5月26日環境省告示第43号）からの抜粋

廃棄物の減量化の目標量

廃棄物の減量化の目標量については、「ダイオキシン対策推進基本方針」（平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、平成11年9月に設定した「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえ、当面、平成22年度を目標年度として進めていくこととする。

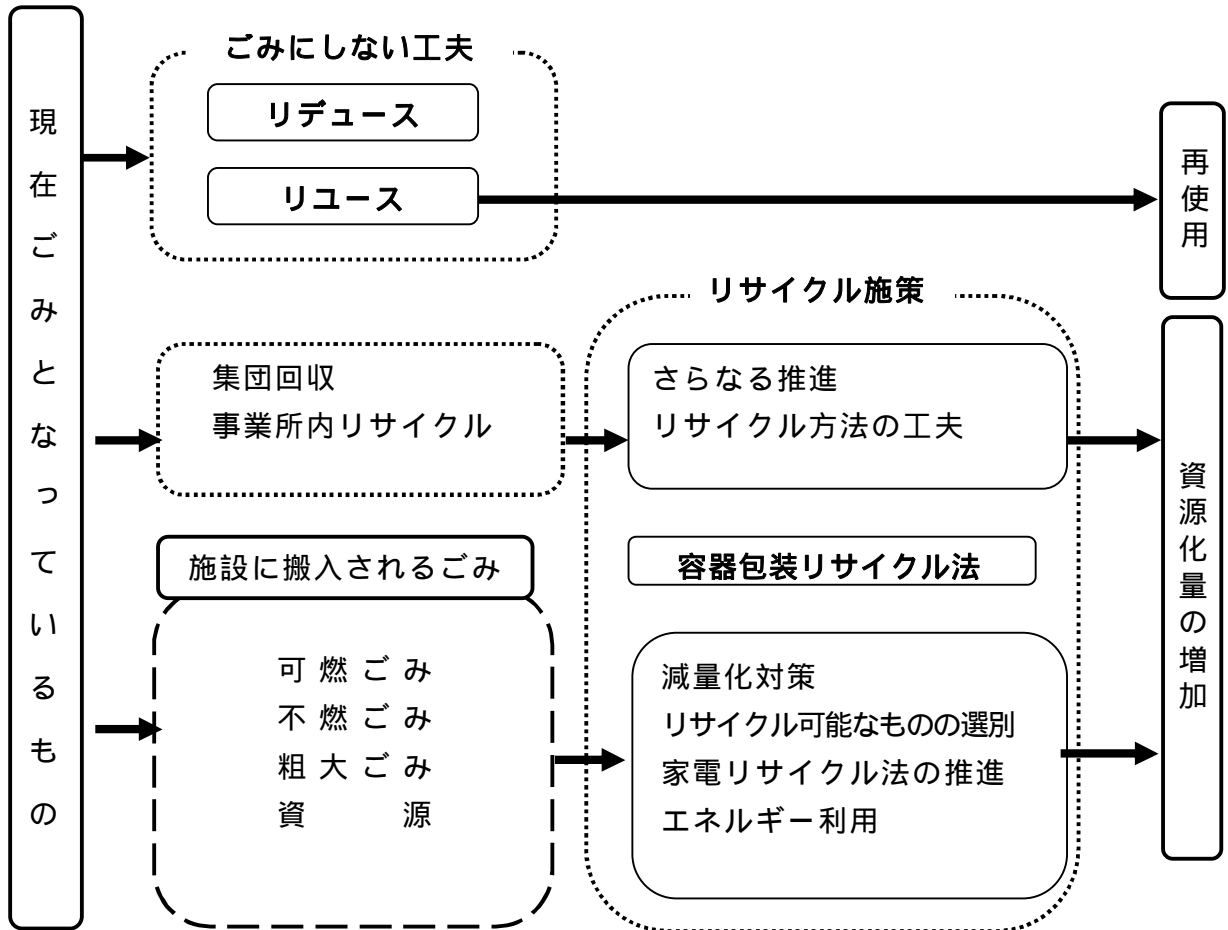
なお、この目標量については、中間目標年度を平成17年度とし、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを実施するものとする。

一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成22年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量約11%を約24%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

2 基本原則

住民、事業者及び行政の三者の連携・協力をもって発生抑制・再資源化の目標達成を図り、循環型社会の実現を目指す。



3 目標達成のための施策

以下に挙げる3つのRを施策の柱とする。

- (1) リデュース(発生抑制)
- (2) リユース(再使用)
- (3) リサイクル(再資源化)



次に、住民、事業者及び行政ごとの行動目標を各Rごとにまとめる。

(1) Reduce リデュース (発生抑制)

ア 住民が行うこと

- (ア) 計画的な購入を心がけ、無駄にしないようにする。
- (イ) 料理を工夫して、ごみに出すものを少なくする。
- (ウ) 生ごみの水切りの徹底をする。
- (エ) 生ごみは、できるだけ堆肥化する。
- (オ) 過剰包装は、断る。
- (カ) 使い捨て商品をなるべく使用しない。(割ばしや紙皿等)
- (キ) 詰め替えできる製品をなるべく購入する。
- (ク) レジ袋を減らすために、マイバックを持って買い物に行く。
- (ケ) 耐久性のある商品を選ぶようにする。

イ 事業者が行うこと

- (ア) 包装の簡易化への消費者の理解を求める。
- (イ) マイバック持参を推奨(優遇措置)する。
- (ウ) 量り売りの商品を増やし、消費者が必要な量だけ買えるようにする。
- (エ) 使い捨て商品をなるべく作らない。
- (オ) 旅館・飲食店等での生ごみの堆肥化を行う。
- (カ) ダイレクトメールやポスティング、チラシの量を極力減らす。
- (キ) トレイや不燃ビニールの製造をなるべく行わない。

ウ 行政が行うこと

- (ア) ごみの有料化等に関して、推進及び検討等を行う。(市町村)
- (イ) イベント等で啓発活動を行う。(市町村)
- (ウ) パンフレットを作成し、住民や事業者に配布する。(市町村)
- (エ) 広報やホームページ等で定期的に啓発活動を行う。(市町村)
- (オ) 小・中学生や住民を対象に環境(ごみ)教育や施設見学を実施し、またホームページを通じてごみ問題に関する理解と啓発活動を行う。(市町村、組合)

(2) R_{euse} リユース (再使用)

ア 住民が行うこと

- (ア) 不要品はフリーマーケット等を利用して再使用してもらう。
- (イ) リサイクルショップや、レンタルショップを利用する。
- (ウ) リターナブル* 容器の商品を利用する。
- (エ) 家電品等で修理できるものは修理して使う。

イ 事業者が行うこと

- (ア) リターナブルびんの商品を積極的に製造・販売する。
- (イ) 商品納入に通い箱* を使用する。

ウ 行政が行うこと

- (ア) 住民が不要品の交換等が行いやすいよう情報等の提供をする。
(市町村)
- (イ) フリーマーケット、不用品交換会等の開催の支援する。(市町村)
- (ウ) 組合に搬入された資源等からできるだけ再使用できるもの(生びん等)を選別する。(組合)

(3) R_{ecycle} リサイクル (再資源化)

ア 住民が行うこと

- (ア) エコ商品、再生品等を積極的に利用する。
- (イ) 資源物は徹底して分別する。
- (ウ) 自治会等が行う集団回収に積極的に参加する。

イ 事業者が行うこと

- (ア) 商品ラベル等をはがしやすくする。
- (イ) 再生可能物で作られたトレイで販売する。
- (ウ) 食品トレイ、牛乳パック等の回収拠点を設置する。
- (エ) デポジット制*を積極的に取り込む。
- (オ) 使い捨て商品をなるべく作らない。

ウ 行政が行うこと

- (ア) 分別回収への理解と協力を求めるため、広報等で周知させる。(市町村)
- (イ) イベント等を開催し、リサイクルやごみ減量化への関心を高める。(市町村)
- (ウ) 集団回収の推進として、地域の活動を広報等でPRを行う。(市町村)
- (エ) 拠点回収店舗への協力要請を行う。(市町村)
- (オ) 組合のホームページを利用して、再資源化の実績等を公表し、住民の関心を高める。(組合)